

血管撮影装置一式及び動画ネットワークシステム保守点検業務仕様書

1. 契約期間

令和4年1月30日から令和4年12月31日

2. 保守対象機器と内容

2-1. ワークステーションを含む血管撮影装置 一式

2-1-1. 保守内容

本契約に基づく保守の実施について、受注者は次の内容を実施するものとする。

(1) 定期点検

受注者は、発注者の指定する日（平日 8:30～17:30）に技術員を派遣し、標準作業書・点検作業報告書に基づき保守点検を3回実施する。

(2) 技術改良（アップデート）

(3) リモートサービス

(4) 故障修理

本製品が故障した場合、発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し、修理調整を行う。また、電話受付時間及び修理出張時間帯は全日24時間とする。

2-1-2. 費用の負担

(1) 定期保守点検に伴う作業費用は受注者の負担とし、緊急点検（故障修理）に伴う作業費用は発注者の負担とする。

(2) 交換部品の費用は発注者の負担とする。

(3) 業務に伴う電気・水道等の経費は発注者の負担とする。

(4) 標準受付時間帯（国民の祝日および休日ならびに12月29日から1月4日ならびに5月1日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分）以外に修理の依頼があり現地作業を行った場合の時間外修理対応費および時間外部品配送費は発注者の負担とする。

2-2. 心臓カテーテル装置データ処理システム（ポリグラフ） 一式

2-2-1. 保守内容

本契約に基づく保守の実施について、受注者は次の内容を実施するものとする。

(1) 定期点検

受注者は、発注者の指定する日（平日 8:30～17:30）に技術員を派遣し、動作確認や校正、保存データ管理など標準作業書・点検作業報告書に基づき保守点検を2回実施する。また定期点検に伴う交換部品の費用は含むこと。

(2) 故障修理

本製品が故障した場合、発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し、

修理調整を行う。また、電話受付時間及び修理出張時間帯は全日 24 時間とする。

2-2-2. 費用の負担

- (1) 定期保守点検に伴う作業費用は受注者の負担とし、緊急点検（故障修理）に伴う作業費用は発注者の負担とする。
- (2) 交換部品の費用は発注者の負担とする。
- (3) 業務に伴う電気・水道等の経費は発注者の負担とする。

2-3. 動画ネットワークシステム 一式

2-3-1. 保守内容

本契約に基づく保守の実施について、受注者は次の内容を実施するものとする。

(1)定期点検

受注者は、発注者の指定する日（平日 8：30～17：30）に技術員を派遣し、標準作業書・点検作業報告書に基づき保守点検を 1 回実施する。また定期点検に伴う交換部品の費用は含むこと。

(2)リモートメンテナンス保守

(3)ソフトウェアのバージョンアップ

機能維持、信頼性向上を目的としてソフトウェアのバージョンアップを行うこと。

(4)故障修理

本製品に故障した場合、発注者の要請に基づき速やかに技術員を派遣し、修理調整を行なう。

2-3-2. 費用の負担

- (1)定期保守点検に伴う作業費用と交換部品の費用（UPS のバッテリー交換費用は除く）は受注者の負担とする。
- (2)緊急点検（故障修理）に伴う作業費用は発注者の負担とする。
- (3)故障修理時の交換部品の費用は発注者の負担とする。
- (4)機能向上、追加を目的としたソフトウェアのバージョンアップは発注者の負担とする。
- (5)業務に伴う電気・水道等の経費は発注者の負担とする。

3. 作業の報告及び検査

- (1) 保守の実施に当たっては、受注者は発注者に申し出て、その指示を受け、保守業務を実施したときは、作業終了後速やかに保守点検結果を書面で提出するものとする。
- (2) 作業の実施結果が不適合と認められるときは、発注者はその作業のやり直しを命じることができ、受注者は直ちにこれに従わなければならない。

4. 契約の対象外

次に掲げる事項は、本契約による保守の対象外とし、受注者は有償により修理、調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作、又は、取扱い不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱方法を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の承諾なしに受注者の技術者以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (4) 天災地変等不可抗力による故障

5.その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、双方協議のうえ定めるものとする。